瑠璃光苑「指定訪問介護」重要事項説明書 別紙

利用者の皆様が安心してご利用していただくためのサービス内容、お願い事項の説明書です。

(以下 令和6年4月1日現在)

各種加算

〇特定事業所加算

当事業所が以下条件に合致した場合、介護報酬額に加算されます。

項目	加算割合
特定事業所加算 [20%
特定事業所加算Ⅱ	10%
特定事業所加算Ⅲ	10%
特定事業所加算Ⅳ	3%
特定事業所加算V	3%

*この加算に対して1割又は3割の自己負担額が発生します。

(3) 初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供 責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に以 下加算があります。

加算名	加算額		内É	12負担額 1割		己負担額 2割	内自	3割
初回加算	月 2, 0	円〇〇〇	月	200円	月	400円	月	600円

(7) 福祉 • 介護職員処遇改善加算

厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県 知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合に、以下加算があり ます。

加算名	加算額	自己負担額
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	24.5%	左記金額の1割
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	22.4%	左記金額の1割
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	18.2%	左記金額の1割
介護職員処遇改善加算(IV)	14.5%	左記金額の1割

各種減算

〇高齢者虐待防止措置未実施減算

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ③ 上記措置に適切に実施するための担当者を置くこと。

〇身体拘束廃止未実施減算

以下の措置を行っていない場合、所定単位数の1%を減算。

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない 理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

○業務継続計画未策定減算

以下の基準に適応していない場合、所定単位数の1%を減算

- ・感染症や非常災害の発生時に置いて、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(業務継続計画)を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

○情報公表未報告減算

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の5%を減算。